

# 新しい水道料金表（前橋市水道事業給水条例の一部を改正する条例より引用）

【令和4年4月1日から令和7年3月31日まで適用（経過措置期間）】

種別	用途	料金区分（従量料金においては、1立方メートルにつき）		
専用給水装置	一般用	基本料金	口径13ミリメートル 930円	
			口径20ミリメートル 1,060円	
			口径25ミリメートル 1,095円	
			口径30ミリメートル 1,200円	
			口径40ミリメートル 1,670円	
			口径50ミリメートル 3,410円	
			口径75ミリメートル 12,000円	
			口径100ミリメートル 16,300円	
			口径150ミリメートル 45,100円	
	従量料金	使用水量が8立方メートルまで 38円（口径25ミリメートル以下は0円）		
		使用水量が8立方メートルを超え30立方メートルまで 130円		
		使用水量が30立方メートルを超え50立方メートルまで 168円		
		使用水量が50立方メートルを超え300立方メートルまで 211円		
		使用水量が300立方メートルを超え3,000立方メートルまで 221円		
		使用水量が3,000立方メートルを超えるもの 195円		
		浴場業用	基本料金	口径20ミリメートル 4,900円
				口径25ミリメートル 4,920円
				口径30ミリメートル 5,020円
口径40ミリメートル 5,260円				
口径50ミリメートル 6,150円				
口径75ミリメートル 6,570円				
口径100ミリメートル 7,360円				
口径150ミリメートル 9,950円				

		従量 料金	使用水量が100立方メートルまで 0円
			使用水量が100立方メートルを超えるもの 58円
	臨時用	基本 料金	—
		従量 料金	266円
私設消火 栓	演習用	1栓 10分につき	1,900円
	火災時使 用	無料	
畑地かん がい給水 装置	畑地かん がい用	1アール（1アール未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき	25円

【令和7年4月1日から適用】

種別	用途	料金区分（従量料金においては、1立方メートルにつき）	
専用給水 装置	一般用	基本 料金	口径13ミリメートル 970円
			口径20ミリメートル 1,105円
			口径25ミリメートル 1,140円
			口径30ミリメートル 1,300円
			口径40ミリメートル 1,800円
			口径50ミリメートル 3,600円
			口径75ミリメートル 13,000円
			口径100ミリメートル 17,000円
			口径150ミリメートル 47,000円
		従量 料金	使用水量が8立方メートルまで 40円（口径25ミリメートル以下は0円）
			使用水量が8立方メートルを超え30立方メートルまで 135円
			使用水量が30立方メートルを超え50立方メートルまで 175円
			使用水量が50立方メートルを超え300立方メートルまで 219円

			使用水量が300立方メートルを超え3,000立方メートルまで 229円
			使用水量が3,000立方メートルを超えるもの 203円
	浴場業用	基本料金	口径20ミリメートル 4,900円
			口径25ミリメートル 4,920円
			口径30ミリメートル 5,020円
			口径40ミリメートル 5,260円
			口径50ミリメートル 6,150円
			口径75ミリメートル 6,570円
			口径100ミリメートル 7,360円
			口径150ミリメートル 9,950円
			従量料金
	臨時用	基本料金	—
		従量料金	277円
私設消火栓	演習用		1栓 10分につき 1,980円
	火災時使用		無料
畑地かんがい給水装置	畑地かんがい用		1アール（1アール未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき 26円